化学物質審査規制のあり方に関しての今後の検討課題(案)

1. サプライチェーンを通じた化学物質管理の重要性と課題

化学物質の適正管理を一層促進するためには、化学物質の製造・輸入段階 のみならず、使用段階を含めたサプライチェーン全体で対策を行うことが重要で あると考えられるが、化審法においていかに進めるべきか、またどのような課題 が存在するか。

2. リスク評価の必要性と効率的実施方法

リスク評価は、ハザード評価と暴露評価を基に、その化学物質のリスクを判定するものであるが、化審法におけるリスク評価はいかにあるべきか、またどのような課題が存在するか。

3. 新規化学物質審査制度等のハザード評価方法のあり方

化審法の新規化学物質審査制度(ハザード評価法)は、国際的動向も踏まえつつ、環境汚染の未然防止を一層図る観点から、どのような問題点や改善点があるか。

4. 既存化学物質の管理

国際的な取り組みとも調和しつつ、既存化学物質等を適切に管理するための 我が国の政策はいかにあるべきか。

5. その他

制度の円滑な運用のために改善すべき点等

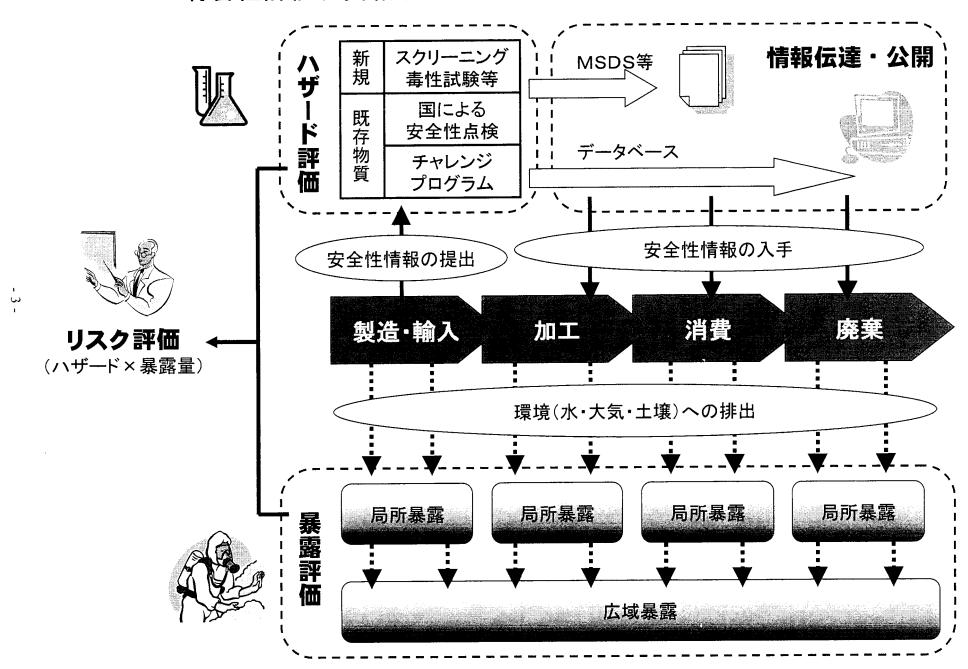
(参考) 政府における化学物質審査・管理制度に関する最近の主要な検討状況

1. 第3次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)

重点分野政策プログラムの一つとして化学物質の環境リスクの低減に向けた取 組について記載されている。

- ・ 化学物質の有害性・暴露に関する情報を収集し、科学的なリスク評価を推進
- ・ 化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法 の観点に立った効果的、効率的なリスク管理
- リスクコミュニケーション推進による環境リスクに関する情報への国民の 理解と信頼の向上
- 国際的な協調の下での国際的責務の履行と、我が国の経験をいかした積極的 な国際貢献
- 2. 産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会 中間取りまとめ (平成19年3月)
 - ・ 2020年目標のための長期的な課題についての検討
 - 化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進
 - 規制と自主管理のベストミックス等
 - ・ 蛇口規制(製造・輸入段階)の管理の在り方についての検討
 - 各ステイクホルダー(政府、産業界等)が、安全性情報(注)の収集及び提供の充実に向けて連携
 - より高い安全性を確保した市場環境の実現
 - 国際的制度調和の戦略的な実施
 - GHS の関係法令に横断的かつ整合的な形での導入
 - アジア地域でのキャパシティ・ビルディングへの更なる貢献
 - (注) 化学物質の安全性情報:ハザードデータ、試験サマリー、一次レポート等)、暴露関連情報(製造・輸入量、用途情報、排出量等)、環境中運命、物理化学的性状を含有した概念として整理)

有害性評価、暴露評価及びリスク評価の関係に関する概念図



化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会の設置について (案)

平成20年1月 日 厚生科学審議会 化学物質制度改正部会

1. 設置

厚生科学審議会運営規定(平成13年1月19日、厚生科学審議会決定)第8条及び厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会運営細則(平成20年1月日、化学物質制度改正検討部会長決定)第1条に基づき、化学物質制度改正部会の下に「化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 専門委員会の構成

専門委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から、化学物質の評価、管理等に関し学識経験を有するものとして、部会長が指名するものにより構成する。

3. 専門委員会の検討事項

専門委員会は化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項 について調査審議を行うものとする。なお、より詳細な検討を効率よく行うた め、専門委員会委員の中から委員長が指名する者より構成されるワーキンググ ループを設置し、検討できるものとする。

4. その他

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、経済産業省及び環境省と 共同で所管していることから、本委員会と両省の関係委員会を合同で開催する など、連携を図りつつ議論を進めるものとする。

その他の専門委員会の運営に必要な事項については、化学物質制度改正検討部会長又は専門委員会委員長が定める。

検討スケジュール(案)

- 〇第1回化学物質制度改正検討部会(本日) 背景説明、検討課題整理、自由討議
 - ー化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会
 - ・ 厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)の関係委員会 を合同で3回程度開催し、報告書案を作成。
 - ・この際、より専門的な議論を集中的に行うため、3省の関係委員会委員から構成されるワーキンググループを形成し、4回程度開催することを想定。
- ○第2回化学物質制度改正検討部会 報告書案について議論
 - ーパブリックコメント
 - パブリックコメントにより意見を募集。
 - ・ その後、必要に応じ、部会を開催。
 - ※平成20年秋頃を目途に報告書とりまとめ。

(参考)他省庁の関係審議会

経済産業省 産業構造審議会化学・バイオ部会 化学物質管理企画小委員会 環境省 中央環境審議会環境保健部会 化学物質環境対策小委員会